

(別添2) 認知症への理解促進及び認知症予防事業

1. 業務名称

認知症への理解促進及び認知症予防事業

2. 業務の趣旨及び目的

令和6年1月1日、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたことを受け、本市では「認知症施策推進計画」を策定し、認知症基本法の理念を実現するための取り組みを推進しているところである。

計画に位置付ける認知症予防を推進するにあたっては、認知症の前段階であるMCI（軽度認知障害）の段階で対象者を発見し、適切な予防をすることで健常な状態に戻る可能性があるといわれていることから、早期に対応することが重要である。また、認知症基本法に基づく「新しい認知症観」や、認知症に対する正しい理解を広く市民に普及することもあわせて必要とされている。

そこで、認知症イベントなどの機会から認知機能測定等を用いてMCI状態にある高齢者を把握し、対象者に対して認知機能の維持向上を目的としたプログラムを提供して認知症予防を推進するとともに、認知症に対する正しい知識の普及を図るもの。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

東大阪市内

5. 業務内容

(1) 認知症イベントの開催

東大阪市内の会場にて、一般高齢者を対象としたイベントを実施すること。

①開催時期

令和7年9月頃

②会場

会場は多くの高齢者が参加しやすい場所を選定し、市内1箇所で開催すること。なお、100名以上の定員を確保することを目指し、魅力的なコンテンツ等を提案すること。必要な会場費については見積書に反映すること。

③開催時間

開催時間は午前10時から午後4時までのうち5時間程度実施すること。

④イベント内容

(i) 認知機能測定

イベント開催時間中、常時認知機能を測定できるようにし、測定値からMCI相当の

者が抽出できるようにすること。測定ツールの選定にあたっては、医療機関で行われる認知機能検査（MMSEやMoCA-Jなど）との相関が認められるなど、一定の信頼性が認められるものを選定すること。また、幅広い対象者に対応できるよう配慮し、使用するツールで測定できない者に対しては、代替のツールを準備すること。

（ii）認知症予防に有効とされる体験型プログラムの提供

認知症予防に有効であるとされる体験型プログラムをイベント参加者に紹介し、会場で実施すること。多くの人が参加できるよう、複数回に分けて実施することとし、その際の開催時間が偏ることのないよう留意すること。また、自宅でも認知症予防の取組みが継続できるよう、リーフレットの配布等を通じて予防啓発に努めること。

（iii）認知症に関する講演

認知症に関する講演を実施すること。計2回以上開催すること。

（iv）医療専門職または介護専門職による健康相談

測定会場に医療専門職または介護専門職を1名以上配置し、イベント参加者の認知症に関する相談に対応するブースを設置すること。

⑤イベントの広報

イベントにかかるチラシ等、広報媒体を作成し市内各所に配架すること。また、チラシ、リーフレット等に使用する認知症啓発に係るオレンジのロゴデザインを市と協議の上作成すること。その他効果的な広報手法について提案すること。

⑥リーフレット作成及び配布

イベント、（2）や（3）の参加者に手渡す認知症（MCIを含む）予防啓発を含むリーフレットを作成すること。リーフレットは、イラストや漫画など親しみやすいものとし、内容は市と調整し決定すること。

⑦アンケート

イベント参加者に対してアンケートを実施すること。

（2）認知機能測定ブースの運営

東大阪市内の市が指定する会場にて、一般高齢者を対象とした認知機能測定ブースを運営すること。

①開催時期

令和7年7月以降9月までの間のうち、3日間

②会場

東大阪市内の市が指定する会場

③開催時間

開催時間は午前10時から午後4時までのうち5時間程度実施すること。

④イベント内容

5-(1)-④-(i)で使用する測定ツール1台を用いて、高齢者の認知機能測定を行い、測定値からMCI相当の者が抽出できるようにすること。

(3) 認知症予防教室の運営

(1) と (2) のイベントや別事業でおこなう認知機能測定において、MCI相当の者や、その他、市が適当と認める者を対象として認知症予防教室を実施すること。

①開催時期

令和7年9月以降令和8年1月までの間

②対象者

ア. (1) と (2) のイベントで認知機能測定を実施し、MCI相当であった者。

イ. 市が選定する対象者。

③会場

会場は、市内公共施設等で、高齢者が参加しやすい場所を選定し、3箇所で開催すること。会場利用にあたり必要な会場費については見積書に反映すること。また、実施場所が特定の地域に偏ることのないよう留意すること。1会場あたり20名程度の定員を設定すること。

④開催回数・時間

週1回程度10回1コースの連続教室とし、1回あたりの開催時間は2時間程度とする。

⑤個別勧奨

②ア.の対象者については、イベント当日の認知機能測定の際に勧奨し、予約を受け付けること。さらに当日予約をしなかったMCI相当であった者及び市が選定した対象者への個別勧奨を実施すること。

個別勧奨の方法は電話、郵便、その他有効的な方法を用いて実施すること。個別勧奨は500名程度を見込んで見積書に反映すること。

⑥申込受付

電話・FAX等での申込みや②ア.の対象者の直接申込みに対応すること。教室開始前には予約者へ電話等でのリマインドを実施すること。

⑦認知機能測定

教室開始・終了時及び⑩フォローアップ教室時に認知機能測定を実施すること。

⑧教室プログラム

認知症予防に効果があるとされるプログラムや認知症予防に関する講義を実施すること。運動を含むプログラム（デュアルタスクトレーニング等も可）は必須とする。教室終了後にも継続できるような内容を検討すること。また、社会参加につながるような工夫を施すこと。

⑨習慣化に向けた取組みの実施

教室参加者に対し、教室開催期間中及び⑩フォローアップ教室までの期間に自宅で行い組むことのできるプログラムを提供し、認知症予防に効果がある生活習慣が継続できるよう支援すること。

⑩フォローアップ教室

教室終了から3か月程度経過した後に、③の会場ごとのフォローアップ教室を1回開催

すること。

⑪講義資料

市と協議のうえ、認知症予防講話において使用する講義資料を作成すること。

⑫アンケート

教室参加者に対してアンケートを実施すること。

(4) 認知症予防に有効なICTツール普及促進イベント

一般の高齢者を対象とし、認知症予防に有効とされるコンテンツが含まれるアプリ等のICTツールの普及促進とセルフマネジメントを目的としたイベントを開催すること。

①開催時期

令和8年3月頃

②会場

会場は多くの高齢者が参加しやすい場所を選定し、市内1箇所で開催すること。なお、100名程度の定員を目指すこと。必要な会場費については見積書に反映すること。

③開催時間

開催時間は3時間以上実施すること。

④イベント内容

(i) 認知機能測定

イベント開催時間中、常時認知機能を測定できるようにし、測定値からMCI相当の者が抽出できるようにすること。

(ii) 認知症予防に有効とされるICTツール体験型プログラムの提供

認知症予防に有効であるとされるICTツールの紹介や体験ができるプログラム等を提供すること。

(iii) その他

多くの高齢者の参加につながる魅力的なコンテンツ等を提案すること。

⑤イベントの広報・周知

イベントにかかるチラシ等、広報媒体を作成し市内各所に配架すること。また、市が選定する対象者へ個別勧奨を行うこと。個別勧奨の方法は電話、郵便、その他有効的な方法を用いて実施すること。個別勧奨は300名程度を見込んで見積書に反映すること。

⑥アンケート

イベント参加者に対してアンケートを実施すること。

(5) データ等の市への提出

全ての取組みで実施した認知機能測定結果及びアンケート結果をデータ化し、市へ提出すること。

認知機能測定に係るデータについては、測定受検者の個人情報（氏名・生年月日・住

所・性別)及び測定結果を集計すること。その際、MCI相当である者を判別できるようにすること。その他、データレイアウトの詳細については市と協議すること。
また、当該事業で作成したロゴ、パンフレット等についても、データとして市へ提出すること。

6. 業務遂行に係る人員体制

本業務を遂行するにあたり、次に掲げる人員体制を整えること。

(1) 実施責任者

業務を統括する責任者を配置すること。

(2) 実務担当者

①主担当者

業務の進行管理や市との連絡調整、本事業にかかる電話等の問い合わせ対応等を行う主担当者を配置すること。

②現場スタッフ

事業実施にあたり、運営に必要な人員数を整えること。

その他、アンケート入力等の事務作業に応じ、必要な人員数を整えること。また、障害特性に応じた合理的配慮が必要な対象者に対し、適切に対応できる人員を必要に応じ、整えること。

(3) 医療専門職または介護専門職

①認知症イベントに従事する専門職

5-(1)-④-(iv)に示す健康相談において配置する人員は、次のいずれかの資格を有し、高齢者の健康管理と身体機能および認知機能のリスク評価ができる者とし、受託者にて必要な人員を整えること。

医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員

②認知症予防教室に従事する専門職

5-(3)に示す認知症予防教室において配置する人員は下表の通りとする。

職種	業務内容	条件	必要人数
作業療法士、理学療法士、健康運動指導士、介護予防指導士など	教室の運営管理(※)・認知機能測定・各種プログラム・個人の状況に応じた指導	介護予防・自立支援の知識を有し、教室運営の実務経験が1年以上ある者	1名以上
保健師・看護師	参加者の健康状態の把握(毎回のバイタル	実務経験が1年以上ある者	1名以上

	チェック等)、教室におけるプログラムの介助等		
補助員 (資格は問わない)	教室におけるプログラムの介助等	医療や福祉業務の経験がある者	1名以上

※教室運営管理者については原則、フォローアップ教室も含めて3会場全てで同一人物が従事すること。ただし、困難な場合、1会場は同一人物が従事すること。

7. 実施計画及び状況報告

(1) 実施計画

①受託者は、業務開始にあたり、市と協議の上実施計画書を予め作成し、契約締結後速やかに市に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画を変更する場合は、予め市の承認を得るものとする。

②実施計画書には次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 業務実施体制（業務従事者の氏名及び実施体制図）

イ 業務スケジュール

ウ その他業務実施にあたって必要な事項

(2) 実施状況報告

受託者は、業務の進捗状況について市へ報告すること。必要に応じて市と報告の場を設定すること。

8. 検査・支払い

(1) 業務完了報告

本業務に係る委託料については、受託者の見積書を元に市と受託者との協議により決定し、契約書において定める。本業務が完了した際、受託者は業務完了届及び業務実績に係る報告書を速やかに市へ提出すること。市において検査確認し、業務の適正な履行が認められれば、受託者へその旨を通知する。

(2) 請求及び支払

検査確認完了後、受託者は請求書を作成し、市へ委託料の請求を行うこと。市は請求に基づき、受託者へ委託料を支払う。

9. 安全管理

(1) 事故の防止等

業務の遂行にあたり、常に参加者の心身状況の把握を行い、事故の防止に努めるとともに、万一事故等が起きた場合の対応・対策等に関するマニュアルを整備すること。

(2) 保険

プログラム参加者に傷害が生じた場合や、実施施設及び設備に損害が生じた場合等の不測の事故に対処するため、受託者が損害保険に加入すること。

(3) 緊急時の対応

業務中に事故が発生した場合は速やかに市、参加者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

(4) 感染症対応

事業の実施にあたっては、感染症の拡大防止に最大限留意すること。感染症防止対策については、市と事前に協議し、確認の上で必要な対策を講じること。

10. 個人情報保護

業務の遂行にあたり、個人情報の取り扱いに十分注意し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守すること。

11. その他

(1) 関係法令・通知、計画等

業務の遂行にあたり、共生社会の実現を推進するための認知症基本法および認知症施策推進基本計画、東大阪市認知症施策推進計画を踏まえること。

(2) 機器調達

業務遂行にあたり必要な機器等は受託者にて調達すること。

(3) 苦情対応

参加者及びその家族等関係者からの苦情を受けた際は、速やかに適切な対応を行うとともに、必要に応じて市への報告を行うこと。

(4) 協議

本仕様書に定めのない事項については、受託者と市が双方協議して定めるものとする

